

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成22年第2回臨時会

平成22年10月5日

## 高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成22年10月5日（火）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を海老名市役所議事堂に招集した。

### 1 出席議員 15名

吉川重夫君	安海のぞみ君
松本春男君	沖永明久君
松澤堅二君	鈴木惣太君
綱嶋洋一君	重田保明君
青柳慎君	外村昭君
長谷川光君	鶴指眞澄君
柏木育子君	山口良樹君
飛田昭君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程5 議案第11号 高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について

日程6 議案第12号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

### 4 説明のため出席した者 10名

組合長 内野 優	事務次長 加藤 嘉之
副組合長 笠間 城治郎	総務課長 芳賀 順一
副組合長 遠藤 三紀夫	施設課長 中村 大義
会計管理者 片倉 祐司	施設課長補佐 小野沢 直仁
事務局長 赤澤 眞二	総務課主幹 相原 明美

### 5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 鈴木 茂 総務課総務係主任主事 武井 真吾  
総務課総務係主査 丸岡 太

6 会議の状況 (午後 2 時30分 開会)

◎副議長（青柳 慎君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成22年第 2 回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、各市定例議会の閉会直後間もないこの大変お忙しい時期に平成22年第 2 回臨時会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、提案いたします案件は、議案第11号「高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」と議案第12号「平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)」でございます。以上2議案につきましてよろしくご審議いただきますようお願いいたします。

◎副議長（青柳 慎君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査・定期監査及び財政的援助団体の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。本日の議事日程は、お手元に配布されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（青柳 慎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限り

と決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、重田保明議員、吉川重夫議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

1番 長谷川 光議員、7番 柏木 育子議員、8番 飛田 昭議員、9番 安海 のぞみ議員、10番 沖永 明久議員 以上でございます。

次に、日程第4 議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(青柳 慎君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。

副議長において指名することにいたしたいと思っておりますがこれにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(青柳 慎君) ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に長谷川 光議員を指名いたします。お諮りいたします。

ただ今、副議長において指名いたしました長谷川 光議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(青柳 慎君) ご異議なしと認めます。よって、長谷川 光議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました長谷川 光議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは議長に当選されました長谷川 光議員に就任のご挨拶をお願い致します。

[議長(長谷川 光君)登壇]

◎議長(長谷川 光君) ただいま皆様方のご支援により議長にご推選をいただ

きまして、私にとりましては、身に余る光栄と存じます。心から厚くお礼を申し上げます。

元より微力な私ではございますが、議員の皆様方並びに理事者の皆様方のご協力をいただきながら公平・公正かつ、円滑な議会運営が進行されますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。

〔議長（長谷川 光君）降壇〕

◎副議長（青柳 慎君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の議長の代理としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

議長、議長席にお着き願います。

〔副議長（青柳 慎君）議長席を降り自席に着席〕

〔議長（長谷川 光君）議長席に着席〕

◎議長（長谷川 光君） それでは、組合長より本臨時会に上程される議案の説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君）登壇〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第5 議案第11号 「高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」でございます。

提案理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、所要の設置を講ずるためであります。

詳細につきましては、事務局長から、説明いたします。

次に、日程第6 議案第12号「平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)」についてでございます。

歳出予算の総額は変えず、計上した予算科目の変更を行いたいものでございます。支出科目につきましては、総務費を増額し、衛生費を減額するものでございます。

また、新たに設けました総務費の事業につきましては、継続費として計上する

ものでございます。

詳細につきましては、事務局長から、説明いたします。

以上のとおりでございますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、一括説明を終わります。

〔組合長（内野 優君）降壇〕

◎議長（長谷川 光君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続してまいります

日程第5 議案第11号「高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について」を議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） それでは、議案第11号「高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定」についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由は、先ほど組合長が説明したとおりでございます。

4ページからの条文に添って、ご説明させていただきます。

第1条は、目的でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて実施した生活環境調査の結果の縦覧、意見書の提出について定めるものでございます。

第2条は、対象となる施設の種類を定めるもので、し尿処理施設、ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場を対象とするものです。

第3条は、縦覧の告示について定めるもので、縦覧場所、縦覧期間のほか、第1号の施設の名称から5ページの第6号、実施した生活環境影響調査の項目までの事項について告示するものです。

第4条は、縦覧の場所及び期間を定めるもので、縦覧場所は組合の事務局総務課のほか組合長が指定又は必要と認める場所とし、第2項において縦覧の期間は、告示から1ヵ月間とするものです。

第5条は、意見書の提出先等の告示について定めるもので、施設の設置等に関して、利害関係者が意見書を提出できる旨、提出先、提出期限、その他必要な事項を告示するものです。

第6条は、意見書の提出先を組合の事務局総務課及び組合長が必要と認める場所とし、第2項において、提出期限は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとするものです。

第7条は、環境影響評価との関係を定めたもので、環境影響評価法又は神奈川県環境影響評価条例に基づく告示、縦覧等を経たものは、本条例の手続きを経たものとみなすものです。

6ページをご覧ください。

第8条は、他市町村の長との協議を定めたもので、生活環境に影響を及ぼす周辺地域が構成三市の区域に属さない場合には、他の市町村長に対し報告書の写し等を送付し、意見書の提出手続きについての協議を行うものです。

第9条は、委任条項で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則に定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行したいものです。

7、8ページに、参考として施行規則を載せておりますので、後程ご高覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎松本春男君 何点かあります。まず迷惑施設であるため周知を行うにあたり例えば、チラシ配りや回覧をするのにエリアを何処までにするのか、縦覧場所に関して、高座清掃施設組合、三市、藤沢市がありますが、どの辺りを縦覧場所と考えているのか。縦覧期間は1ヵ月と時間は示されているが、土曜、日曜日行うのか。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） ただいまご質問がありました。まず、地元等の周知でございますが、地元三団体及び宮原自治会につきましては、通常の連絡網によりご周知を行っていきます。場所に関しましては、今後、藤沢市とも協議を行ってまいります。現段階では、高座清掃施設組合総務課及び構成三市の担当課で考えております。土曜・日曜の対応につきましては、今後検討いたしました後、具体

的な回数及び日時等を告示の段階でお示しをしております。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 縦覧場所は、藤沢市は、協議中ということですが、出来れば隣接しているので配慮していただきたい。これを要望しておきます。

意見書をやった場合、縦覧に関しての公開手続きをどのようにするのか、個人名は非公開にはなりますがそれ以外を人が見る場合には公開手続きをどのように行うか。

意見書の枚数はどの程度の厚さを想定されているのか。百ページなのか、千ページなのか、一万ページかやってみなければわからないでしょうけれども想定する分量はだいたいどの位なのか。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 意見書につきましては、今回のし尿処理施設は、平成24・25年に建設予定であります、し尿処理施設についての廃掃法に基づくアクセスを予定しております。

それらにつきましては、検討項目少ないため10ページ未満であろうと想定しております。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 今回の条例は3つのことを含めた条例であります。最初にし尿処理施設があるわけですが、皆さんの一番関心があるのがごみ焼却処理施設だと思われませんが、そこまで含めたもので私もし尿だと公共下水道へ流してしまうのでほとんど見に来る人もいないでしょうけれども、ごみ焼却施設だと先ほどの傍聴者の方も気にされている状況だと思います。やってみないとわからないでしょうけれども過去の状況の中であるいは、他市の状況の中ではどの辺りなのか。厚さでも構わないですがいかがでしょうか。その辺りの状況を教えていただきたい。

意見書が提出された場合、他の市民からの公開、個人名とか住所は非公開になるとは思いますけれども、どのような意見があったかというのをどのように公開を行っていくのか。以上2点をお願いします。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 大変申し訳ございません。ごみ処理施設に関しましては、現在、項目等の検討に入っております。まだ意見書等につきましては、



他市の状況を調査しておりません。今後それらに必要な事項につきましては調査をしていきたいと考えております。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 分量的には結構なのですが、最初のし尿処理施設について結構です。例えばAさんが意見書の提出をしました。BさんやCさんがどんな意見が出ているのか知りたい場合、一般的には情報公開請求をするのでしょうかけれども今回はどのような手続きで行うのか伺いたい。

議長（長谷川 光君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） 基本的に具体的には、検討している経過はございませんが、通常の情報公開条例に基づいた手続きになろうかと思われれます。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 分量的に10ページぐらいだったら目を通せばいいんですけども一般的に建物の建設は、図面を含めてかなりぶ厚くなる。私も経験がありますが中々閲覧するだけではわからないということもあります。そこで資料の有料の複写を行うのかを伺います。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今のところは有料で複写をすることを希望しております。

◎議長（長谷川 光君） 沖永明久議員。

◎沖永明久君 この条例の制定に関しては、提案理由のところにあるのですが、いわゆる根拠法となるのは廃掃法になろうかと思えます。それに定められた生活環境影響評価で調査項目はご存じのように大気と水環境と大きく2項目であり、その後、大気の方は具体的になっていますけれども、一方では想定されている施設の更新にあたっては、いわゆる神奈川県アセス条例（環境影響評価条例）の適用にはならないということを聞いておりますが、その上で当局の側でこのアセスと同様の調査項目・手続きを取りたいとお聞きしておりますが、改めて本会議でするのでその点を明確に示していただきたい。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 今回、建設予定でありますし尿処理施設、汚泥再生処理センターにつきましては、廃掃法5項目の調査項目がありますので、それを

やらさせていただきたいと考えています。

なお、27年度建設予定でありますごみ処理場並びに粗大ごみ処理施設につきましては、県条例アセス20項目ございますがそちらの方で実施をしたいと考えております。

◎議長（長谷川 光君） 沖永明久議員。

◎沖永明久君 そこでお聞きをしたいのですが、将来のごみ処理施設についてありますけれども、県条例アセスの評価項目での評価を行って、それに対する意見を求める趣旨と理解をするのですが、その場合は、県条例で定められた手続きそれと廃掃法根拠にもつ生活影響評価の手続きとは違っています。もっと言えば県条例アセスの方が是非の問題は別にして非常に丁寧にこれが行われています。例えばこの条例では意見の提出を求めるというかたちだけになっているが県条例の場合では、アセスの審査会という第三者機関にまず県知事のほうで、諮問をし、答申をすとか、あるいは公聴会を開催し直接、住民の皆様が集まっていたいいて説明をするという手続きが県条例のアセスには定められている。

今の段階の意向としては、県条例に基づいての手続きをするのか、県条例に準じた形でそういった公聴会だとか、第三者機関に対する諮問だとかを行うのか。どのようにお考えなのか伺いたい。

◎議長（長谷川 光君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 今回は、環境アセスにかからないという前提がございます。

基本的には、高座清掃施設組合の存在でさえも地元の対策委員会、周辺の住民には、ある程度の影響があります。各地域では、対策委員会等を設けて私共と定期的な話し合いをもっているわけですから今回は、更新の関係でもいろいろ協議をさせていただいており、延命が認められれば、更新の段階の施設の問題がでます。さまざまな点で、地元に対し新しい施設が環境的には負荷が無い、影響が無いと証明するには一定の調査が必要である。できるだけ県条例に基づいたやり方の場合もケースとしてはあるかもしれません。しかし別な方法として、ケースバイケースで住民にちゃんとした説明責任を果たすという形をやっていきたいと思います。

各周辺の住民の方が理解と納得をした上で新しい施設を造ってまいりたいと思

っています。こういったやり方、方法があるのかも今後、今現在、延命の協議をしておりますので、この延命が、決まり次第、新しい施設への準備ということで平行して進めておりますが、手続上いろんな面についても、方向・方針を決定していきたい。それにつきましても議員の皆様方にもしっかりと報告をしていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（長谷川 光君） 沖永明久議員。

◎沖永明久君 大きな方向性としてはわかりました。

施設の更新に関して、私自身、別に現在の本郷の地にでなくてもいいとは思っていますが、いずれにせよ何処に造るにせよこの手続きは必要であり、こういった観点から質問をしておりますが、是非、具体的に今の段階では、組合長もそういう段階なのでしょうけれども、詰めていただきたいのは、廃掃法の根拠とする生活環境影響評価と県条例のアセスでは決定的に違うというところを十分ご承知だと思っておりますが、ご理解をいただいた上で、ある種の自主アセス的な考え方で、県の評価項目を含めて、環境に対して万全の評価をして計画を作っていくという意向だと理解します。

だとするならば、県条例を使ってものができないのならば独自に第三者機関だとか、あるいは公聴会の開催だとか手続きに関しての条例化を進めていく検討すべきである。そうしなければ、根拠がなくなるので、何に基づいた手続きなのかを研究をされて条例化に向けたしっかりした手続きを取っていただきたいというふうに思います。

具体的な条例の中身についてお聞きをします。

アセスとの手続きの違いがありましたが、例えば、アセスに関して言えば事業所の評価書案を事業者が提出します。提出した後に意見を求められた場合、事業所は、見解書を返さなければならない。今回の事業主体は高座清掃施設組合ですから意見を伺った場合に関しては、今度は見解書としてお返ししていくという県アセスであれば、そういった手続きが必要になってくると思います。

例えば、最初に想定されるとおっしゃっていましたがし尿処理施設もそうなのですが、私は条例の中に見解書を逆に意見に対して、今の条例のままでいくと、この条例を運用していくと、意見は伺いました。でも決めるのは施設組合ですということになる。もちろん最終的に決めるのは施設組合であり、法的にもそうなっ

ているのですが、意見に対しどういう見解をもつのか、先ほどの松本議員の話の趣旨もそうでなかったかと思いますが、見解を返していくべきではないか。

三市の私は全部を調べたわけではありませんが、座間市では、市民参加の手続きを定めた条例の中には、パブリックコメントに関しましても現在、意見を頂くと必ず見解を返している。ホームページ上で公表したりだとかもしているようですが、そういった過程が必要ではないかという趣旨の先ほどの意見ではないかと思います。私もそう思います。

条例の中に見解書を意見書の提出に対して、見解書を明らかにするという規定があってもいいと思います。もちろん上程されたこの場ですからなかなか変えろとは言えないのですけれども。

運用上その点に関しては、どうなさるのか。その点をお聞きしておきたいと思っています。

◎議長（長谷川 光君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 当然、周辺のこういう影響のある意見書が出るわけですから説明責任を果たすということでも、見解が必要であると考えております。

形式は別にいたしまして、各市でも行っているように、参加条例等で意見に対しての見解を出しているのです、そのようなかたちで運用をしていきたいと思っております。

◎議長（長谷川 光君） ほかに質疑はございませんか。質疑ないようございますので、以上で質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。始めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって、議案第11号「高座清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定」については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（長谷川 光君） 日程第6 議案第12号「平成22年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)」についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤眞二君） それでは、議案第12号「高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

2ページをお開きください。

第1表 歳出予算補正 1歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費は、157万5千円の増額です。4款衛生費、1項清掃費は、157万5千円の減額でございます。歳出合計の補正額は、差引0円でございます。

3ページをご覧ください。

第2表、継続費でございますが、2款総務費、1項総務管理費の地盤解析事業は、平成22年度から平成23年度までの2ヵ年事業でございます。総額は、1,995万円で、年割額は、平成22年度が913万5千円、平成23年度が1,081万5千円でございます。これは、今年度敷地内のボーリング調査を予定していましたが、藤沢土木等の関係機関と協議した結果、軟弱地盤に加え、液状化現象が想定される地層であることから、ボーリング調査に加え、新たに土質の解析業務、施工方法等選定業務が必要となったことによるものでございます。

6, 7ページをお開きください。

補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源でございます。

8, 9ページをお開きください。

事項別明細書の2歳出の2款総務費、1項総務管理費、3目企画費157万5千円の増の内訳は、13節委託料において、地質調査及び測量調査業務を756万円減額し、新たに継続事業として地盤解析事業913万5千円を追加するものでございます。

10、11ページをお開きください。

4款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、157万5千円の減額は、電気保安業務委託に残額が生じるためでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。

◎議長（長谷川 光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 今回、地盤解析ということで、専門業者を頼まれるのですが、私が心配なのは、それが終わった後、もう一回強度がいいのかというように今回よりもっと深く、例えば杭の支持層までやるとかという二重手間の調査ということが今後、必要にならないのか。

一般的に先に、調査しました、二年後にやる時期に、もう一度調査をすることはしないのか。今回何処までの深さでやるのかどの区域でやるのかということをお答えをお願いします。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） まず、ボーリングの調査であります。6本を予定しております。内5本につきましては、17m、1本につきましては、20mの深さで予定をしております。その内、全井戸につきましては、8mまでは、86mmの口径で打撃試験（貫入試験）を行いながら、深く掘り進めてまいります。

その後につきましては、66mmでコア抜きボーリングデータを予定しております。今回6本というのは、前段で既存でありますのボーリングデータと全て合わせた上での廃棄物処理施設建設予定地全体の分布図を作るための本数でございます。

従いまして、今後、そういうものに対しまして、追加等ということは無いです。なかたちで、計画をさせていただいております。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 既存の施設の杭はどのくらいの深さまであるのか。

◎議長（長谷川 光君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 支持地盤層は10mから17m範囲で分布しております。

各々の建つ場所によりまして、ボーリングデータで支持層を捕まえたかたちで杭を打ちたいと考えておりますが、現在14m程度の杭で、昭和42年に造りました施設につきましても、まだ立派に建っておりますのでその辺の範囲内で、新施設も大丈夫であろうという判断をしております。

◎議長（長谷川 光君） 松本春男議員。

◎松本春男君 既存の焼却施設は、し尿処理施設よりも川から離れており、温水プール辺りを通ると道路も今回の建設予定地あたりは、ものすごい軟弱地盤だと、一般的に考えて焼却施設が現在ある場所より今度建設を考えている調査場所が軟弱地盤である可能性が多いと思われまます。

同じような杭の中で本当によいのか、後になって1、2m実は足りなかったというようなことがないか。同じところに建てるのであれば、今の調査でも良いが、焼却施設よりもし尿処理施設の方は、どうしても川に近く地盤が弱いのではないかと思われまますので、私も素人ですから断言はできませんけれども専門家にもう少しこれでいいのかということを確認していただき二重手間にならないよう防いでいただきたい。要望といたします。

◎議長（長谷川 光君） ほかに質疑はございませんか。質疑ないようでございますので、以上で質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） 質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。始めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

◎議長（長谷川 光君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（長谷川 光君） 挙手全員であります。よって、議案第12号「高座清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議長（長谷川 光君） 本日提案された議案については、全部終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には、大変ご苦労さまでした。

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

（午後3時10分 閉会）

平成22年10月5日

高座清掃施設組合議会議長

長谷川 光

高座清掃施設組合議会副議長

青柳 慎

高座清掃施設組合議会署名議員

重田 保明

高座清掃施設組合議会署名議員

吉川 重夫